

(別紙)生活困窮者自立支援制度各事業一覧表

| 業務名                      | 業務目的   | 業務内容   | 委託費の上限額(千円)  |
|--------------------------|--|--|--|
| ① 生活困窮者自立相談支援事業業務委託      | 複雑化・多様化する生活困窮者等からの相談に応じ、生活保護に至る前の段階で、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行いながら、必要な支援を包括的、計画的に実施することで、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。   | ① 生活困窮者の把握・相談受付<br>② アセスメント・プラン策定<br>③ 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結<br>④ 自立相談支援事業の周知及び広報                                | 委託費上限額合計<br>20,350<br><br>地域別内訳<br>(東南村山) 7,810<br>(西村山) 10,560<br>(北村山) 1,980 |
| ② 生活困窮者就労準備支援事業業務委託      | 就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することで、就労に繋げることを目的とする。 | ① 就労準備支援プログラム作成・見直し<br>② 日常生活自立に関する支援<br>③ 社会自立に関する支援<br>④ 就労自立に関する支援  | 3,000  |
| ③ 生活困窮者子どもの学習・生活支援事業業務委託 | 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とし、一人ひとりの状況に応じた学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、教育・進路等に関する相談に対する情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うことで、貧困の連鎖を防止することを目的とする。        | ① 学習支援<br>② 生活習慣・育成環境の改善<br>(子ども及び保護者それぞれに対する支援)<br>③ 進路選択等に関する支援<br>(進路相談、関係機関との連絡調整等)<br>④ その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援 | 7,100  |